公衆浴場における水質基準等に関する指針(一部抜粋)

平成 12 年 12 月 15 日 生衛第 1811 号 厚生省生活衛生局長通知
平成 15 年 2 月 14 日 健発第 0214004 号 一部改正

第１　この指針は、公衆浴場において使用する水につき、水質の基準及び水質の検査方法を定めることを目的とする。

第２　この指針において使用する用語は、次の各号で定めるとおりとする。(省略)

第３　原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質基準及びその検査方法は、次の各号に規定するとおりとする。
ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないとときは、１のアないしエの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

１ 水質基準

ア 色度は、５度以下であること。

イ 濁度は、２度以下であること。

ウ 水素イオン濃度は、ｐＨ値 5.8～8.6 であること。

エ 過マンガン酸カリウム消費量は、10mg／L 以下であること。

オ 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿〈かん〉菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は 50mL 中に検出されないこと。

カ レジオネラ属菌は、検出されないこと（10cfu/100mL 未満）。

２ 検査方法(省略)

第４　浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。
ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、１のア及びイの基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

１ 水質基準

ア 濁度は、５度以下であること。

イ 過マンガン酸カルウム消費量は、25mg／L 以下であること。

ウ 大腸菌群は、１個／mL 以下であること。

エ レジオネラ属菌は、検出されないこと（10cfu/100mL 未満）。

２ 検査方法(一部省略)

ア 省略

イ 省略

ウ ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、１年に１回以上、連日使用している浴槽水は、１年に２回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、１年に４回以上。）、水質検査を行い、その結果は検査の日から３年間保管すること。